

# 嘉悦大学

令和3年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 嘉悦大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

創立者による「怒るな働け」という建学の精神に基づき、大学・大学院の使命・目的及び教育目的を各々の学則に簡潔かつ平易な表現で明文化し、ホームページなどで学内外に周知しており、実学思想を掲げた大学の個性・特色を反映している。

社会情勢の変化に対応するために策定した「嘉悦学園第二次中期計画」は、使命・目的及び教育目的の実現を図るための行動指針として各年度の事業計画に反映している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を具現化するための「実学」「実務」「実践」を直接的に反映して策定されている。また、学部の改編や研究科の設置を行うなど、教育研究組織を適切に整備している。

#### 「基準 2. 学生」について

建学の精神に基づくアドミッション・ポリシーを大学・大学院ごとに明確に定め、入学試験要項などで公表しており、入学定員及び収容定員ともに適切な水準を確保している。

障がいのある学生や休学、留年した学生などに対する学修支援、生活支援及びキャリア支援のため、関係する委員会などを中心に教職協働体制を確立しており、学生の意見・要望に関しては、アンケートを通じて把握して課題の改善に反映している。

設置基準に基づいた校地・校舎が整備され、図書館には十分な学術情報を所蔵しているほか、学内全域に無線 LAN 環境を整備している。施設のバリアフリー環境の充実に努めるとともに、全ての建物は現行の耐震基準に適合し、安全性を確保している。

#### 〈優れた点〉

○聴覚に障がいのある学生に対する支援として、音声認識システムの導入だけでなくパソコンノートテイカーも配置して対応している点は評価できる。

#### 「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページなどに公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、卒業認定、修了認定等の各基準が大学・大学院の学則に定められ、厳正に適用している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成されており、「創造的実学教育」を実践するために、さまざまな工夫がなされている。

学修成果を検証するためのデータが収集・管理・蓄積されているとともに、各種調査を実施して学修成果を点検・評価し、その結果は教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされている。

#### 「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、教育研究協議会をはじめ大学運営会議や大学院運営会議などの補佐体制を整備している。また、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ規定し、権限の適切な分散と責任の明確化が図られており、教学マネジメントの遂行に必要な教職員を適切に配置している。

「FD・IR 推進室」がワークショップ等を組織的に実施し、その見直しも適切に行っている。また、職員の資質・能力向上のために SD(Staff Development)実施計画を策定して実施している。

研究環境の向上を目的として、研究支援体制を随時見直すことで適切な運営・管理を行うとともに、研究倫理に関する規則を整備して研究不正を未然に防止する制度を整えている。研究活動への資源配分は、研究室などの物的配分のほか、研究補助者の雇用や ICT (情報通信技術) 運用補助のために学生スタッフを配置するなどの支援を行っている。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

組織倫理に関する諸規則を整備し、理事長のリーダーシップのもと、経営の規律と誠実性の維持に努め、環境や人権、危機管理に配慮するとともに、使命・目的を達成するために必要な体制を整備し、継続的に努力している。理事の選任、事業計画の確実な執行など、理事会は適切に運営されている。理事会の意思決定は学長などを通して大学に速やかに伝達され、法人と大学の連携及び相互チェック体制は適切に機能している。監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選任されている。

「嘉悦学園第二次中期計画」を策定して適切な財務運営の確立に努め、収支バランスを確保するとともに、安定した財務基盤の確立に取り組んでいる。学校法人会計基準や関係規則に基づく会計処理を適切に実施しており、会計監査は、監査法人監査、監事監査及び監査部が行う内部監査による監査体制を整備し、厳正に実施している。

#### 〈優れた点〉

○過去の事案を契機として、法人におけるガバナンスとコンプライアンスの向上を図り、法人運営の適正化に取組み、大きな改革を実現した点は評価できる。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の基本方針及び実施体制を定め、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」が中心となって、大学の諸活動をエビデンスに基づいて定期的に自己点検・評価して共有し、その結果をホームページに公開している。三つのポリシーを起点とした内部質保証の体制と内容の充実に取組み、「FD・IR 推進室」がデータ分析を行って、教育の改善・向上に反映させている。

自己点検・評価、前回の認証評価の指摘事項及び各種調査の結果を「嘉悦学園第二次中

期計画」に反映し、モニタリング委員会が半年ごとに達成状況を確認するとともに、外部評価制度を取入れるなど、大学運営の改善・向上に結びつける仕組みを構築している。

総じて、大学・大学院は、創立者による「怒るな働け」という建学の精神に基づき、創造的な実学教育を通じて広く社会の発展に資する能力と精神を兼備えた人材の養成に努めている。

また、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、「内部質保証推進委員会」が中核となって全学的な方針を明示し、教職協働による内容の充実に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 聴覚障害者への情報保障の取り組み
2. FD・IR 推進室

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

創立者による「怒るな働け」という建学の精神に基づき、法人の使命・目的は寄附行為に明文化され、大学・大学院の教育目的は各々の学則に明文化されており、簡潔かつ平易な表現で文章化されている。

使命・目的及び教育目的は、創設者の実学思想を掲げた建学の精神に基づいた大学の個性・特色を反映して明示している。また、社会情勢の変化に対応するため、「嘉悦学園第二次中期計画」を策定し、これに基づく実学教育を具現化するカリキュラム改定に取り組んでいる。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

### 【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 〈理由〉

学則にある大学の目的は、教育研究協議会の審議を経て理事会が定めており、教職員に対しては教授会やその他の機会を通じて周知されるとともに、大学案内、ホームページに掲載し、学内外へ周知している。

「嘉悦学園第二次中期計画」は、使命・目的及び教育目的の実現を図るための行動指針として策定され、各年度の事業計画にも反映している。

三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を具現化するための「実学」「実務」「実践」を直接的に反映して策定されている。また、使命・目的及び教育目的を達成するため、社会の変化に対応して学部の改編や研究科の設置を行うなど、教育研究組織を適切に整備している。

## 基準 2. 学生

### 【評価】

基準 2 を満たしている。

## 2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 〈理由〉

建学の精神に基づくアドミッション・ポリシーを、大学・大学院の課程ごとに明確に定めており、ホームページ、入学試験要項で公表している。

アドミッション・ポリシーに従って、大学については、一般選抜、総合型選抜、留学生選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜、学校推薦型選抜など多様な入試形態を採用している。大学院については、同様に、学内・卒業生選抜、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選

抜を採用している。入試問題の作成は大学自らが行っており、入試の運用は入試委員会及び出題委員会を中心として適切に行っている。「FD・IR 推進室」が入学者の追跡調査を行い、入試委員会が入試制度の検証・改善を適切に行っている。

入学定員充足率、収容定員充足率ともに適切な水準を維持している。

## 2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

学修支援に関しては、学生委員会を中心に教職員が協働して対応する体制を適切に整備し、運営している。

障がいのある学生に対しては、「障害者学習生活支援委員会」を中心に対応しており、聴覚に障がいのある学生に対しては、筆談や音声認識システムを介したコミュニケーションが取れるよう各窓口の体制を整えている。オフィスアワー制度については全学的に実施している。「働ける大学」という教育施策によって、学部の SA(Student Assistant)・CS(Class Supporter)、大学院の TA などの教育・活動を支援する学生スタッフ制度を整備し、適切に活用している。

中途退学、休学及び留年者の減少を目指し、アドバイザー（教員）と学生支援センターの職員が情報を共有し、長期欠席学生にも対応できる体制を整備している。

### 〈優れた点〉

○聴覚に障がいのある学生に対する支援として、音声認識システムの導入だけでなくパソコンノートテイクも配置して対応している点は評価できる。

## 2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

### 〈理由〉

インターンシップを含めたキャリア教育については、複数のキャリア専門科目を配置し、学期前にガイダンスを行うなどして充実を図っている。就職・進学に対する相談・助言については、キャリア・就職支援センターを設置して、キャリア委員会及びキャリア専門科目の担当教員と連携をとりながら支援する体制を整備している。就活ガイダンス、合同業界研究会、マナー講座、模擬面接講座のほか、全学生を対象とする「キャリア Day」を開

催しており、適切に運営している。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、学生委員会を設置して学生の福利厚生や学生生活の充実発展に関する事項を審議している。学生生活を充実させるための業務は学生支援センターを中心に行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援等は、各学年次のアドバイザー（教員）が一次相談窓口となり、専門的な対応はウェルネスセンター及びカウンセラー室が行っている。経済的な支援については、さまざまな状況の学生に対応できるように独自の奨学金制度を複数整備し、適切に運用している。学生の課外活動への支援に関しては、学友会を通じて学生委員会と学生支援センターが適切に行っている。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

学修環境については、設置基準に基づき校地、校舎等が整備されている。

適切な規模の図書館には、十分な学術情報を所蔵しているほか、1階にラーニング・コモンズを併設しており、開館時間を含め施設を十分に利用できる環境を整備している。コンピュータなどのIT施設については、全教室でマルチメディア装置などを設置し、学内全域に無線LAN環境の整備を図っている。

バリアフリーについては、教室棟の上下階をつなぐスロープのほか、エレベータ、車椅子用トイレなどを設置している。

各授業科目の履修者数については、概ね適切な人数である。

なお、全ての建物は現行の耐震基準に適合し、補修工事や設備更新も行っており、安全性を確保している。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用



2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**【評価】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**〈理由〉**

学修支援に対する学生の意見・要望に関しては、「授業評価アンケート」「卒業時満足度調査アンケート」などを通じて把握し、課題の改善に反映している。

学生生活に対する学生の意見・要望に関しては、「ご意見箱」の設置や各学年次のアドバイザー（教員）と学生支援センターの連携により把握するシステムを適切に整備し、課題の改善に反映している。

学修環境に関する学生の意見・要望に関しては、アンケートを通じて把握し、課題の改善に反映している。

**基準 3. 教育課程**

**【評価】**

基準 3 を満たしている。

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

**【評価】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**〈理由〉**

教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを、大学・大学院の課程ごとに明確に定めており、ホームページなどで公表している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が大学・大学院の学則において定められ、成績評価基準は「教務規程」において適切に定められ、ホームページ等を通じて学内外に公表の上、適正に適用している。

各科目の単位認定は、成績評価基準に基づき適正に評価しており、卒業・修了認定はディプロマ・ポリシーを踏まえ審査し、厳正に行っている。

**3-2. 教育課程及び教授方法**

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

**【評価】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**〈理由〉**

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページなどで学内外に周知している。大学・大学院とも、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに即した教育課程が編成されており、各科目の内容とディプロマ・ポリシーの対応関係をシラバスに明示している。

単位制度の実質を保つために、履修登録単位数の上限は半期 24 単位と定めるとともに、成績不振者に対する退学勧告の制度が設けられている。教養教育は、カリキュラム・ポリシーに基づいて適切に実施されている。

「創造的実学教育」を実践するために、教授方法にはさまざまな工夫がなされており、「FD・IR 推進室」が主催する「FD・IR ワークショップ」で組織的に FD(Faculty Development)を行っている。

**3-3. 学修成果の点検・評価**

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

**【評価】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**〈理由〉**

三つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの 3 段階で学修成果を検証・評価するアセスメント・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。

学修成果を検証するためのデータが、「FD・IR 推進室」によって収集され、管理・蓄積されている。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査などを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。

学修成果の点検・評価の結果は、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの 3 段階を縦断した形で、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされ、PDCA の取組みを行っている。

#### 基準 4. 教員・職員

##### 【評価】

基準 4 を満たしている。

##### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、教育研究にかかる重要決定事項について意見を述べる教育研究協議会の設置を学則に規定し、学長の補佐体制として、全学的な調整を要する事項や時限性があり速やかに結論を出す必要がある事項等について審議・協議する大学運営会議や大学院運営会議などを整備している。また、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ規定し、周知している。

「内部質保証推進委員会」等を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化が図られており、教学マネジメントの遂行に必要な教職員を適切に配置している。

また、法人及び大学の組織権限規則に従い事務体制を構築し、各センターの役割を明確にしている。

##### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学・大学院において、設置基準に適合する教員数を配置しており、大学の教育理念を実現するため、実業界で豊富な知見を有する実務家教員を配置し、適切な教学体制を整備している。

教員の採用・昇任の方針については、「教員資格審査に関する規程」「教員資格審査委員会規程」「教員資格審査委員会内規」として明文化し、適切に運用されている。

教員を対象とする FD は、「FD・IR 推進室」が年間活動計画に基づき学生による授業アンケートや「FD・IR ワークショップ」等を実施し、組織的かつ計画的に展開し、その見直しも適切に行っている。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上のため SD 推進検討チームが「嘉悦学園事務職員研修規程」に基づき、SD 実施計画を策定し組織的に実施している。また、SD 実施計画作成に際しては、これまでの実績に基づき見直しを行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により集合型研修が困難な状況下においても、e ラーニングによる個別学習型の研修を実施することで職員研修に取り組んでいる。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

###### 〈理由〉

専任教員等に対しては専用の研究室を整備しており、週 1 日研究に専念できる研究日制度を設けているほか、研究費を配分することで研究環境を整備している。また、研究環境の向上を目的として、研究支援体制を随時見直すことで適切な運営・管理を行っている。

「嘉悦大学及び嘉悦大学大学院における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」及び「公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為に関する懲戒規程」を整備し研究倫理を確立している。また、研究費の不正支出、研究不正を未然に防止する制度を整え、厳正に運用している。

研究活動への資源配分は、研究室などの物的配分のほか、研究補助者の雇用や ICT 運用補助のために学生スタッフを配置するなどの支援を行っている。

#### 基準 5. 経営・管理と財務

###### 【評価】

基準 5 を満たしている。

#### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

行動憲章・行動規範をはじめ、組織倫理、環境保全、人権、安全に配慮した関係諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、大学の使命・目的を実現するため、「嘉悦学園第一次中期経営計画」によりビジョンや経営数値目標を明示し、更に社会変容を考慮した「嘉悦学園第二次中期計画」を策定するなど、適切な見直しを行っている。

ハラスメントの防止及び対策等に関する規則の整備、公益通報制度の改定により相談窓口を外部委託し公益通報者の保護を担保するなど、教職員等が法令遵守に取り組める体制を整備している。

緊急事態・災害等発生時の対応は、緊急時対応マニュアルを制定し、事由ごとの対応方法を定め、特に地震災害発生時の行動指針を作成し、全学生及び教職員に周知している。

#### 〈優れた点〉

○過去の事案を契機として、法人におけるガバナンスとコンプライアンスの向上を図り、法人運営の適正化に取り組み、大きな改革を実現した点は評価できる。

#### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事会は、寄附行為及び同施行細則に基づき適切に運営され、理事会の補佐機関として日常的な業務及び非常事態発生時の対応に関する審議決定等を行う常任理事会を設置するなど、使命・目的を達成するために必要な体制を整備し、適切に機能している。

理事会を定期的に行い、理事の選任及び事業計画の確実な執行など、寄附行為に規定する理事会において決定すべき事項について、適切に審議している。

理事の理事会への出席状況は良好で、やむを得ず欠席する理事についても、寄附行為において議案に対し書面をもってあらかじめ意思表示をした者は出席とみなすことを規定し、適切に運用している。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

学長はじめ、理事及び評議員を務める幹部教職員を通して、理事会、常任理事会の意思決定が大学に速やかに伝達できる体制になっており、法人と大学の連携は適切に行われ、相互チェックする体制は適切に機能している。

監事の理事会及び評議員会への出席は良好で、必要な説明を受けた上で、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行について、必要に応じ意見具申を行っている。また、評議員の選任は、寄附行為に基づいて適切に行われており、評議員会への出席状況も概ね良好である。

教職員からの提案については、学長出席のもとに教育研究協議会を定例開催し、現場の声や情報をくみ上げている。

### 5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

中期経営計画を実践していくための収支の安定及び計画原資を確保するための予算案を策定し、理事会で承認を受けている。「嘉悦学園第一次中期経営計画」の基本方針を継承しつつ、新たなビジョンや課題・収支シミュレーションを反映した「嘉悦学園第二次中期計画」を策定し、適切な財務運営の確立に努めている。

令和 2(2020)年度の収容定員充足率は 104%を確保し、学生生徒等納付金収入を主とした収入は堅調に推移し、収支バランスを確保している。また、積立率を意識した中長期的な財務基盤の安定を図るべく、「嘉悦学園第二次中期計画」に基づくアクションプランを策定して安定した財務基盤の確立に取り組んでいる。

### 5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価】**

基準項目 5-5 を満たしている。

**〈理由〉**

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人嘉悦学園経理規程」「経理規程細則」及び「嘉悦大学経理規程」に基づき適切に実施している。公認会計士の指導や助言を適宜仰ぎ、監査部による業務監査での指導やアドバイスを反映させるなど、正確かつ客観性のある会計処理を行っている。

会計監査は、監査法人監査、監事監査及び監査部が行う内部監査による監査体制を整備し、厳正に実施している。

**基準 6. 内部質保証**

**【評価】**

基準 6 を満たしている。

**6-1. 内部質保証の組織体制**

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

**【評価】**

基準項目 6-1 を満たしている。

**〈理由〉**

教育研究の質を継続的に改善する組織的な仕組みを構築するとともに、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」を設置し、責任体制を明確にしている。

大学・大学院は、内部質保証の基本方針及び実施体制を定め、全学的な方針を明示しており、「内部質保証推進委員会」が中心となって、教育研究活動などの大学の諸活動を恒常的に自己点検・評価し、その結果を客観的に検証している。

**6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

**【評価】**

基準項目 6-2 を満たしている。

**〈理由〉**

内部質保証の基本方針及び実施体制を制定し、これに基づいた具体的なプランのもとに、大学内部で自己点検・評価を行う体制を整えており、「内部質保証推進委員会」のもとに位置付けた大学認証評価自己点検委員会を設置し、エビデンスに基づいて定期的に自己点検・

評価を実施しているとともに、各年度において自己点検評価書を作成・共有し、ホームページに公開している。

また、「内部質保証推進委員会」のもとに、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制として、「データインフラ推進プロジェクト」及び「FD・IR推進室」を設置している。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の体制と内容の充実に取組み、「FD・IR推進室」が授業評価アンケートなどのデータ分析を行い、各委員会、職員組織において改善策を実行し、教育の改善・向上に反映させている。

自己点検・評価、前回の認証評価の指摘事項及び各種調査の結果を「嘉悦学園第二次中期計画」に反映し、モニタリング委員会が半年ごとに達成状況を確認するとともに、外部評価制度を取入れるなど、大学運営の改善・向上に結びつける仕組みを構築している。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 地域貢献

##### A-1. 地域への参加を通じた教育の質向上

A-1-① 産官学連携による問題発見・解決型実践的カリキュラムの実施

A-1-② 小平市を中心とした地域・企業との連携による実践教育の推進

A-1-③ 高大連携による地域貢献

##### 【概評】

経営経済研究所が設置した「産官学連携機構」を中核として、自治体・産業界・各種団体との多様な共同教育・共同研究を展開しており、ビジネス創造学部では、「プロジェクト科目」として、学生が地域社会及び企業の問題発見・問題解決に向かう実践的カリキュラムを備えている。現在は1学部化に向けたカリキュラム改変の中で、経営経済学部「研究会 B」を設置し、ホスピタリティ、フード、マーケティング、ブランド、インターネット及び情報コミュニケーションなど幅広い分野において、企業と連携した実践型プロジェクトマネジメントを学修する科目を引続き導入している。

大学の所在地である東京都小平市と令和元(2019)年に包括連携協定を締結し、地域産業文化研究所が中心となり、地域コミュニティの知の中心として地域の活性化に貢献するこ



## 嘉悦大学

と、それらの活動を担う人材の育成を図ることを目的に活動している。

また、東日本大震災の被災地である岩手県山田町における復興と今後の発展について、学生が現地調査を行い、町への提言を行う実践的な教育・研究プログラムも行っている。令和 2(2020)年度には東京都立五日市高校、東京都立小平西高校と高大連携協定を締結し、PBL(Project Based Learning)と結びつけた高大連携教育を推進している。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 聴覚障害者への情報保障の取組み

本学には4人の聴覚障害者が在籍している（2019年度2人入学、2020年度2人入学）。本学は比較的小規模な大学であり、聴覚障害者への情報保障体制が十分であると言えない状況であったが、令和元（2019）年度に2人の入学者への受け入れ体制を整備するにあたり、制度・組織面と設備面から重点的に情報保障体制を構築した。具体的には、障害学生支援に関する基本方針の策定と公表、入試における配慮内容の公表、支援内容・支援体制・支援事例の公表を行った。特に、情報保障の面では、従来の聴覚障害者支援は筆記によるノートテイクや手話通訳が主流であるが、一般的な授業の際に、ICTシステムを整備することによって、支援の実効性と効率を向上させることが可能になった。具体的なシステム面の整備として、音声認識ソフト「UDトーク」を導入し、全教室からUDトークを利用できるよう設備を改修し、さらにオンライン講義や動画教材にも対応可能とした。また、UDトークによる音声の誤認識の修正をリアルタイムに行うため、学生スタッフの支援体制を整備し、健常学生による聴覚障害学生を支援する体制を構築した。一般的にノートテイクは作業負担が大きいことから担い手が集まらないことが問題とされていたが、本学の取組みでは、学生が音声の誤認識をタイピングで修正するという比較的簡易な作業とすることが可能になったため、約40人の学生がノートテイクとして活動をしている。

聴覚障害者への情報保障の状況、さらに大学生活の状況について、「障害者学習生活支援委員会」が聴覚障害学生らと定期的に面談を行っており、本人らからは本学の情報保障について十分満足できるものという評価を得ている。今後、情報保障サービスの品質管理と質向上に向けて継続的に活動を行っていく。

【資料】 <https://www.kaetsu.ac.jp/disclosure/support4/>

### 2. FD・IR推進室

FD・IR推進室はFD・IR委員会が拡張・整備する形で設置された。大学の教育整備を行うFD機能とデータを管理・分析するIR機能の両方をもたせているところに本学の特徴がある。内部質保証システムにおけるPDCAサイクルは内部質保証組織によって行われている。そのサイクルは、Plan：中期計画、3ポリシーの具体的推進プラン、Do：教授会・委員会・事務部門での実行、Check：アセスメント・ポリシーによるチェック、Action：FD/SDとなっており、これらのPDCAサイクルは1年周期で行っている。以上の全学的なPDCAサイクルの実施組織としてFD・IR推進室ではより短いサイクルでPDCAを実行し、上部組織に報告・共有・改善を行っている。

以上の目的を達成するためにFD機能とIR機能の両方を同一組織に持たせ、評価、分析、行動までをスムーズに行うことができるような組織になっている。アセスメント・ポリシーに基づいてIR機能としてデータを取得、分析・評価を行い、他組織と共に改善するための行動にまとめ、FD機能として改善を行っていく。例えば、学修データの活用時には、GPA等のデータをIR組織として他組織と共に取得・分析を行い、全教職員が確認できる形でワークシートにまとめ、教授会で共有すると共に、改善施策としてワークショップを行うことで教学施策での反映を行っている。以上のように短いスパンでPDCAサイクルを回し、評価・分析・改善を行う組織としてFD・IR推進室がある。

